

報・概要の収集及び普及。

- ・特にILOの国際労働移動データベースを拡充することを通じて移民統計を改善するための各国間の協力と情報交換。
- ・将来の移民の流れに係る長期的な労働市場の動向及び相互の便益を最大化するための調整政策に関する研究。

社会対話

加盟国及び労使団体に対するILOの支援が、次の分野で求められる。移民に関する国内の社会対話のための機構の設立、関連する国際的な討議の場への社会的パートナーの参加の促進、啓発資料の準備、移民へのサービス提供、差別をなくし統合を進めるための活動の実施、その他の懸案に対処すること。

フォローアップ

ILO理事会は適切な場合に、定期的に結論及び行動計画の実施状況を検討する。この目的のために、ILO理事会に移民に関する常設委員会を設立することが検討される。

ILOはこの行動計画を推進するために、関連する国際的な討議の場に積極的に参加し、他の関連する国際機関との協力を拡充することが期待される。

* 本文書は、2004年6月の第92回ILO総会において採択された「グローバル経済における移民労働者の公正な処遇に関する決議」から抜粋された。

資料 連合「連合の外国人労働者問題に関する当面の考え方」(抜粋)(連合第14回中央執行委員会, 2004年10月21日)

* なお、全文については、連合総合労働局に問い合わせてほしい。

はじめに

「グローバル化」が進む中、国境を越えた商品や資本などの「モノの移動」にとどまらず、「人の移動」も劇的に進行している。この動向は今後一層盛んになることは明白であり、日本にもこの流れは確実に押し寄せている。

日本国内では、国際的な人の移動について多くの議論がわき起こっている。まず、少子高齢化が急激に進展する中で、今後減少が予想される労働力に対してどう対応するか、注目が集まっているのである。労働力不足を外国人労働者で補うことの可否をめぐる議論がマスコミ等でクローズアップされ、日本経団連や日本商工会議所は、特別な知識や技能、熟練を必要としない労働(以下、「単純労働」とする)は特に人手不足となる、として、外国人を単純労働に受け入れるべき、と要求している。

また、モノやサービスに関する自由貿易協定(FTA)だけでなく、人の交流なども含む経済連携協定(EPA)の交渉が進展していることもある。日本はアジア諸国から労働者受け入れを強くせまられており、人の移動についても大きな焦点になっている。

しかし、「人の移動」は「モノの移動」とは基本的に性格が異なる。その理由は、文化の異なる人間同士が接触することによって生じがちな生活上の摩擦から、国家の在り方についてまで、人の移動は多様で非常に幅広い問題を引き起こすからである。

連合は、民間連合時代の1988年に「外国人労働者受け入れにあたっての前提および判断基準についての考え方」で、「外国人労働者の受け入れについては、専門的な知識・技術・技能を必要とする職種に限定し、国内雇用の調和と国民的合意を原則とする」との内容を確認し、1989年の連合結成の際に再確認した。しかし、現在の世界と日本の人の移動をめぐる状況は88年当時から比べると激変しており、外国人労働者をめぐる議論は新たな段階を迎えている。

そこで連合は、この間の世界と日本の動きをふま

え、新たに「外国人労働者問題に関する当面の考え方」を取りまとめ、提言する。

・外国人労働者に関する現状（略）

・外国人労働者に関する連合の基本的考え方

就労資格の有無にかかわらず、日本に居住するすべての外国人労働者の人権を尊重し、労働基本権、日本人と同等の賃金、労働時間その他の労働条件や安全衛生、労働保険の適用を確保する。外国人との共生を目指し、いかなる外国人であっても住宅や公共施設などの社会的インフラを利用できるようにする。

外国人の単純労働を可能とする在留資格、就労資格の緩和はおこなわない。医師や看護師、介護士など法律上我が国の資格を有しなければ就業できない「業務独占資格」については、資格の国家間相互認証はしない。

連合と地方連合会ならびに構成組織・単組は、NPO等と協力し、外国人労働者からの労働相談をおこなう。

（以下、略）

・労働政策に関する個別課題

1. 就労資格制度について

現行の在留資格・就労資格を維持する。

現行の「興行」資格は、トラフィッキングや強制労働に繋がるケースもあることから、審査を厳格化する。

奨学金制度を充実させるとともに、就学生・留学生の資格外就労許可を厳格化する。

大臣権限による在留特別許可の付与要件を明確化する。

（以下、略）

2. 外国人研修生・技能実習生制度

制度廃止を含めた抜本改革が必要であり、以下の条件を満たす新たな国際貢献の制度を検討する。

研修・実習対象業務は、送り出し国・地域が技術移転を必要とし、その地位で貢献できる技術・技能領域に限定する。

研修・実習の内容は、「国際貢献としての技術移転」という制度の目的を強化するために、技能検定の取得や語学力の向上に重点を置き、同一技術分野での研修・実習を目的とした再入国は、原則として許可しない。

実習内容の決定は、企業に対して、研修期間のみでは取得できない上級技術の実習であることを証明する義務を課す。

企業に対して、研修生・実習生の生活環境の整備、生活費への十分な配慮や、研修生への労災並み保険給付を義務付ける。

物理的・精神的暴力、人権侵害や入管法・労働諸法等に違反した事業所については、以後の研修・実習生の受け入れを禁止する。

強制預金や、監督機関の承認のない研修・実習生に対する課金等は、受入機関・送出機関双方で禁止とし、違反した場合は以後の制度に関与することを禁止する。

研修・実習生の手取り賃金・手当等の労働条件を統一的に調査・管理を行い、違法運営に関するチェック体制を強化する。

（以下、略）

3. 違法な雇用主への対策について

資格外就労者を直接・間接に使用した雇用主への罰則を強化する。

資格外就労による物品の製造やサービスの提供を許さない条項を盛り込んだCSR（企業の社会的責任）の策定を、構成組織と加盟する単位組合に、早急に普及させる。

（以下、略）

4. 連合の取り組みについて

連合と地方連合会ならびに構成組織・単組は、

NPO等と協力し、就労資格にかかわらず、すべての外国人労働者の労働相談に取り組む。

(以下、略)

・その他の政策

1. 定住する外国人への支援体制について

合法的に定住する外国人に対しても、差別なく良質な雇用の創出を促進する。

国籍を問わず日本語指導・日本文化講座等を開講し、言語的・文化的な溝を埋めるよう公的に支援する体制を確立する。

教員、自治体職員への採用の道を開くとともに、自治体選挙権（投票権）を付与する。

集住地のある地方自治体への外国語通訳を増員する。

民族学校、民族学級の法的位置づけを明確にし、財政的な支援を行う。

差別の根絶のため、相互理解を深める文化交流等をすすめる。

国籍を問わず合法的に定住する外国人に対する帰化の付与基準を明確化し、さらに緩和する。

(以下、略)

2. 外国人の住宅問題について

外国人労働者を雇用する企業及び国・自治体は、使用者としての社会的責任で、外国人労働者が住宅を確保できるようにする。

国や自治体は、不動産業者や家主に対する啓発活動を行い、外国人の入居を円滑にする。

自治体や不動産業者は、外国人向けの外国語の住宅のガイドブック・パンフレット等の住宅情報の提供を推進するとともに、相談窓口を設置する。

集住により、生活習慣等の違いから、地域住民との間で問題が生じている地域については、自治体等が仲介となって、相互理解を深めるための取り組みを推進する。

(以下、略)

3. 外国人も包括する社会保障制度の確立

年金と健康保険制度の「セット加入」については、現状の制度を維持する。

年金加入のメリットの周知（障害年金等）を行い、加入率の向上を目指す。

年金脱退一時金の算定期間の上限を3年（36ヶ月）から5年（60ヶ月）に引き上げる。

諸外国における年金制度確立のための支援を行い、年金制度の確立した国と年金通算協定を締結していく。

合法的な外国人労働者に対しては、内国民と同様に実質的社会的権利の確立をめざす。

(以下、略)

4. 外国人の子どもの教育

原則として、日本国内のすべての子どもが国籍・在留資格に関係なく、普通学校に通学でき、かつニーズに見合った教育を受けられる「包括的な教育（インクルーシブ教育）」の原則を確立する。

留学生および外国人児童・生徒の受け入れ態勢や入学・編入等の条件を整備・拡充する。

外国人の子どもの教育の権利と、機会に関する情報提供を確保し、かつ教育内容充実のための基盤・体制整備をはかる。

日本語教育の支援、母語教育の支援、および外国人学校への運営補助を自治体レベルで行う。

国内のインターナショナルスクールや民族学校などで、当該国が本国と同様の教育を行っている学校、または国内とほぼ同様の教育を行っている学校については、日本の小・中・高の修了・卒業者と同様の転入学・卒業資格を認める。

外国人の子どもの高校進学について、義務教育との連携のもとで、情報提供や入試等での支援的措置を拡充する。

教員採用の国籍による制限を撤廃する。

外国人に対する「偏見・差別」を撤廃する教育を進める。

(以下、略)

5. 国際的連携と円滑な就労に向けて

日本における外国人労働者の労働実態に関する広報を、海外で積極的に行う。

日本国内で外国人が安心して就労できるよう、送り出し国のナショナルセンターと協議の場を設ける。

入国する労働者に対し入国審査の場で、日本の労働諸法や、就労資格で可能な就労の範囲についての基本的な情報を当該外国人労働者に理解可能な言語で提供する。

(以下、略)

6. 難民への対応について

入管法については、行政手続法の適用を受けるよう法改正する。

難民の定義については、人権擁護の観点から難民条約または議定書の定義より広義にとらえ、戦

争、内戦等による避難民を日本の「難民」の範疇に加える。

2004年の入管法改正における付帯決議を踏まえ、難民認定基準を公正で透明性・納得性のある内容に改善し、その基準を公表する。

(以下、略)

7. 今後の検討課題

外国人労働者受け入れについての「新たな制度の創設」について議論を進める。

今後の連合の外国人労働者受け入れについての考え方を策定する際には、国際連帯の観点から、ICFTUやILOでの議論をも考慮に入れる。

外国人の国内での登録のあり方について検討を行う。

経済特区での外国人労働者受け入れ緩和(研修生の拡大、医療分野等)について、追跡調査をおこなう。

御茶の水書房

113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 電話03(5684)0751
http://homepage1.nifty.com/ochanomizu-shobo/

●歴史の通文化の試み―歴史の真実をhistorical truthfulnessを旨とする
保莉実著―AS変型・三四〇頁・三三〇円(税別)

RADICAL ORAL HISTORY ラディカル・オーラル・ヒストリー

歴史学の「普遍性」の下で、先住民の多様な歴史群が排除・包摂されることを問題化する。(真摯さ)をさがりに異文化の歴史に「聴きこむ」ことで、歴史学の新しい可能性を探る。
①ケネディ大統領はアポリロニに出会ったか? ②幻のブック・ラウンジ会場より―③歴史をメンテナンクスする―歴史する身体と場所―④キヤブトン・クックについて―⑤ホプキンス・ダナイヤリの植民地史分析―⑥植民地主義の場所的倫理学―⑦ジミー・マンガヤリの植民地史分析―⑧ヒジャトリ―⑨パンタマラ―白人の起源を検討する―⑩ミノのオーラル・ヒストリ―⑪歴史の境界とその向こう側の歴史―⑫賛否両論・喧々譁々―絶賛から出版拒否まで―⑬ミノ・ホカリとの対話―⑭チッサ・モリス―スズキが開かれた歴史学へ向けて―清水透

●「ゴルデル」に於ける「サッカ」を増補したフォーク・コミュニケーション論
J・ルイテン著／中牧弘允・荒井芳廣・河野彰・古谷嘉章・東明彦訳
A LITERATURA DE CORDEI BRASILEIRA
菊判・三七〇頁・五四六〇円(税別)

ブラジル民衆本の世界《増補版》

―ゴルデルにみる詩と歌の伝承―
中世ヨーロッパを遍歴し、近代民衆文学を生み出した吟遊詩人たち。現代ヨーロッパでは消え去ったその伝統が、今なお息づくブラジル。小冊子リテラトゥーラ・デ・ゴルデルを通してブラジル民衆文化の深層にせまる!

●行動的思想家、三木清の生涯に迫る!!
内田弘著―AS変型・四三〇頁・三三六〇円(税別)

三木清―個性者の構想力

近代日本の代表的思想家・三木清が探究した思想的課題を、「個性者の構想力」に確定し、その人々の創造力で当時の「開発独裁国日本」を超え、創造的社会を実現しようとした生涯を精密にたどる。

●二〇〇四年度日本農業経済学会奨励賞受賞
●第15回尾中郁天家族法術奨励賞受賞

伊丹一浩著―AS判・二七〇頁・五八八〇円(税別) 民法典相続法と農民の戦略

現地で収集した手稿史料及び一八六六年農業アンケートを元に農民レベルで行われていた相続戦略を分析した農業史・農村史。フランス近代家族史の性格について新しい側面を照射!!
―九世紀フランスを対象に―